平成２８年（フ）第３４７号
和歌山市吉礼646番地　ソレアード菖蒲203号室
債務者　福嶋　良幸
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７１５号
広島市南区翠２丁目１番21―202号、住民票上の住所広島市南区宇品御幸１丁目９番26―1208号
債務者　阿部　正彦
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２７号
広島市佐伯区五日市１丁目５番26―４―310号
債務者　高山　一郎
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町長峰本村触1164番地
債務者　久原　拓也
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２８年（フ）第１０３号
鹿児島県出水市下鯖町164番地
債務者　橋口加代子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手6650番地１
債務者　藤田　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
秋田県由利本荘市松ヶ崎字松ヶ崎町223番地
債務者　本間三重子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１６４号
三重県桑名市多度町小山1901番地21
債務者　大橋　洋三
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
三重県桑名市多度町小山1901番地21
債務者　大橋　洋明
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
三重県四日市市笹川９―７―１　笹川団地第34号棟第202号室、住民票上の住所三重県四日市市新々町２番21号
債務者　竹内　規雄
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
名古屋市緑区鳴海町字米塚43番地の１
債務者　村井　恵理
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
三重県四日市市笹川９丁目16番地１　笹川団地48―110、前住所三重県四日市市波木町1077番地94
債務者　馬場ススムこと　ＢＡＢＡ　ＭＡＲＣ　ＩＯ　ＳＵＳＳＵＭＯ
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
三重県四日市市大字末永1059番地１　プロミネント四日市312
債務者　足立　郁代
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
三重県四日市市川島町1026番地１　スローライフ川島
債務者　服部　重男
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８０１号
大阪府高槻市日吉台三番町４番12号
債務者　橋本　綾子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２５号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　府営長谷団地３―404
債務者　内山　俊恵
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８４号
京都市北区紫竹下長目町20番地３
債務者　クリエイティブワークス　シーンこと　臼井　基夫
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係